

第34回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和2年4月24日(金) 午前10時
- 2 場所 滝沢市役所 4階 中会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 7 議案第 4号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について
 - 日程第 8 議案第 5号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
 - 日程第 9 議案第 6号 農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について
 - 日程第 10 議案第 7号 農地のあっせんについて
 - 日程第 11 報告第 1号 第1回総務小委員会の報告について
 - 日程第 12 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
 - 日程第 13 報告第 3号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員

農業委員		推進委員
1番委員	鈴木 文雄	吉清水 一之
3番委員	吉清水 秀明	小山田 栄一
4番委員	新田 義修	
5番委員	工藤 肇	
6番委員	武田 美紀	
7番委員	齊藤 文一郎	
8番委員	大森 泰英	
9番委員	齊藤 新一	
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	田村 範夫
〃	総括主査	海老澤 愛
〃	主 査	高橋 昂希

開会時刻 令和2年4月24日（金） 午前10時

議長 只今の出席委員は8名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、本日は推進委員2名が出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮り致します。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、1番鈴木文雄委員と3番吉清水秀明委員を指名します。

書記には、事務局の海老澤総括主査と高橋主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村事務局長 私のほうから業務報告をさせていただきます。議案書は2ページとなっております。第34回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和2年3月24日から令和2年4月24日までの分となっております。

（第33回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査 今回の農地法第3条の許可申請は使用貸借及び贈与による権利の設定が2件となっております。それでは、説明させていただきます。議案書は4ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上について補足説明させていただきます。

整理番号1番についてですが、親子での使用貸借による権利の設定

でございます。田、畑共に譲受人が引き続き同じ用途で耕作することです。

整理番号2番については、3条の使用貸借で長年使用していたところの権利を得るため、申し出たものです。

以上につきましては、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、工藤肇農業委員、吉清水一之推進委員、小山田栄一推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を、工藤農業委員にお願いします。

工藤農業委員 それでは、私のほうから整理番号1番及び2番について、4月17日に吉清水一之推進委員と小山田栄一委員と現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

現地は、全体として広く農地として活用されていることが確認できました。

全部効率利用の関係については、事務局からの説明及び別添農地法第3条調査書にもございますとおり、譲受人の方が権利を得ている農地は、全て耕作されているということで、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で、議案第1号 整理番号1番及び2番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

吉清水農業委員 貸付人の貸付面積が1,110㎡となっていますが、借受人も貸付面積が同じく1,110㎡となっています。この世帯で他に貸付しているということだと思うんですが、借受人もここを貸しているということにはならないと思うんですが、そのところどうなのでしょう。

海老澤総括主査 貸付人はもともと次男にほとんどの面積を貸付していましたが、今回長男が本格的に農業を始めるということで実家に戻り今回の申請面積となり、一部はこれまでどおり次男が借受けるということでの1,110㎡となります。

貸付人の面積と借受人の面積が同じというのは、同一世帯内であるということの面積となります。所有者がどなたに貸付を行っているのかということで、農地法としては農地面積を世帯として捉えることになっておりますことから、借受人の経営面積にも貸付人と同じ面積が記載されているということになります。

議長 ほかに質疑ございませんか。なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。
案件は1件です。議案書は12ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

整理番号1番は、申請人がこれまでも自己所有農地への通路として使用していた農地を牛のパドックの整備と合わせて改めて法面も含め整備するための転用の申し出となります。

整備しようとする通路は高低差が激しいためトラクター等の通行を安全に確保するための整備をする計画です。

事業資金は、工事残土を活用して整備するため、事業費はすべて施工業者である高新建材が負担するため、申請人の事業費負担は無いということです。

当該土地は、これまでも畑への通路として利用されておりましたが、令和2年3月31日に決定した農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するために行われる事業であり、農振用途変更申請時に位置選定検討表により代替性がないことを確認されていることから、立地基準を満たしております。

これらのことから、転用の用途に供することの確実性、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められないことから、事業計画及び面積も妥当であると判断されることから、許可相当と判断しようとするものです。以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を、小山田推進委員にお願いします。

小山田推進委員 それでは私の方から議案第2号整理番号1について、現地調査を実施してきましたので報告いたします。

申請地の位置は、岩手県立盛岡農業高等学校から南東へ約1.3キロメートルのところにあります。

周囲の状況は、南側は農地、東側及び北側は雑種地、西側は国道となっております。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除につ

いても影響はなく、問題はないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

大森農業委員 この理由について、農地を有効利用するためということですが、申請地周辺は耕作放棄地になっているので、この耕作放棄地の有効利用をまずどうするか考えた方がいいと思うんですけど、その辺に対する指導とか本人に対して現地調査の時に行われたのでしょうか。

海老澤総括主査 現地調査の際に申出者に遊休農地の活用についてのお話はしておりません。遊休農地の活用については、農地パトロールの活動の中で進めていかなければいけないとなっておりますが、今の段階で今後の有効活用についてはまだお話しておりませんでしたので、今回の案件と合わせて有効活用するようお話したいと思います。

議長 今後対応するということですが、よろしいでしょうか。

大森委員 わかりました。

議長 他に質疑ございませんでしょうか。
なければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。案件は1件です。議案書は16ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきまして補足説明いたします。
整理番号1番は、譲受人が、自己住宅を建築するための転用の申し出となります。
申請地は、概ね300m以内に駅が存在する土地であり、第3種農

地と考えられることから原則許可が可能であることから、許可しようとするものです。資金計画は融資及び自己資金によるものであり、金融機関からの融資証明により、事業の確実性について確認しているところです。

なお、申請地は譲渡人の故人である父親が昭和46年12月8日に自己住宅を建築する目的で5条の許可を得ましたが、事業に着手することなく現所有者である譲渡人へ相続されました。

転用の許可は、一身専属権であるため相続されないことから、今回改めて転用の許可申請となったものです。以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を、吉清水推進委員にお願いします。

吉清水推進委員 それでは、議案第3号整理番号1番について報告いたします。

申請地の位置は、小岩井駅から南西へ約300メートルのところにあります。

周囲の状況は、東側及び北側は農地、西側は道路、南側は宅地となっております。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第4号農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について説明します。議案書は20ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

今回の案件は、譲渡人が昭和46年12月8日に自己住宅を建築する目的で5条の許可を得ましたが、その後事業に着手することなく現在に至っております。

農地法では、転用事業計画を達成することが困難と認められる事案について、当初の事業計画者が、許可目的の変更を希望するときは、当初の事業計画者に代わって転用を希望する者があるときは事業計画変更の承認手続きをとり、議案書21ページからの意見書2の①から⑥までの要件を満たす場合は承認することができることとなっております。

なお、事業計画の承認後は、5条の許可申請が提出され、その許可をもって事業に着手することができます。

本案件は、意見書のとおり要件をすべて満たしていると考えられますことから、問題はないものとみております。以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を、吉清水推進委員にお願いします。

吉清水推進委員 申請地の位置は、先ほどの3号議案の案件のすぐ隣にあり、小岩井駅から南西へ約300メートルのところにあります。

周囲の状況は、東側は宅地、北側は道路を挟んで宅地、西側は道路を挟んで農地、南側は農地となっております。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって議案第4号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査 議案第5号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、所有権の移転の新規が2件、利用権設定の新規が11件となっております。それでは、整理番号1番から説明させていただきます。議案書は24

ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上について補足説明させていただきます。

整理番号1番と2番は、農地中間管理事業の特例事業による所有権移転の案件で、今回は農地所有者から農地中間管理機構への所有権移転です。

整理番号1番、3番及び6番、10番、11番の案件につきましては、それぞれ地区担当委員及び推進員の調整活動により成立した案件となります。

整理番号5番の案件は、農地コーディネーターが調整いただき成立した案件となります。

以上、整理番号1番2番につきましては、農地中間管理機構の利用権の設定のため、本案件に関しては調査書の添付をしておりません。

また、整理番号3番から13番まで、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、小山田推進委員にお願いします。

小山田推進委員 それでは、私の方から議案第5号整理番号1番から13番について、ご報告申し上げます。

まず整理番号1番2番につきまして、現地はいつでも耕作できる状態で管理されていることが確認できました。

農地中間管理機構への権利の設定ということですので、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

続きまして、整理番号3番から13番につきまして、いずれの現地も、全体として広く農地として活用されていることが確認できました。

全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。以上で、議案第5号の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 ここで換気のため5分間休憩します。

(10時40分休憩)

(10時45分再開)

議長 それでは再開します。

議長 日程第9、議案第6号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

高橋主査 議案第6号それでは、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について説明させていただきます。案件は1件です。議案書は40ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

議長 本案件の農地は、令和元年8月30日から行った農地パトロールで確認済みであり、同年11月12日開催の農地パトロール実施結果報告会で報告しておりますので、現地調査報告は省略とします。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。議案第6号について、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について、非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第10、議案第7号、農地のあっせんについてを議題とします。事務局より説明させます。

高橋主査 議案第7号、農地のあっせんについて説明いたします。案件は貸付が1件となります。議案書は42ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

議長 暫時、休憩します。

(10時50分休憩)

(11時00分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第7号、整理番号1番について、あつせんすることに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号、整理番号1番は原案のとおりあつせんすることに決定することに決定いたしました。

整理番号1番のあつせん委員につきましては、6番武田美紀委員、武田明推進委員、吉清水一之推進委員の3名の方をあつせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、議案第7号のあつせん委員につきましては、以上の3名の方をあつせん委員とすることに決定しました。

議長 日程第11、報告第1号、第1回総務小委員会の報告については、総務小委員会大森副委員長より報告をお願いします。

大森委員 総務小委員会の副委員長の大森です。

総務小委員会報告につきましては、委員長が議長でありますので、副委員長の私から第1回総務小委員会の結果報告をさせていただきます。

第1回総務小委員会は4月8日、齊藤委員長以下5名の委員と事務局職員で「令和2年度農業委員会活動計画」について協議いたしました。

農業委員会総会などの事業計画について、事務局案を検討いたしましたが、コロナウィルス感染症対策の関係で日程の変更、規模縮小がある旨了承されました。各種事業の内容や開催日について、事務局から事業ごとにあらかじめ通知されるものでございます。

その他といたしまして、農業委員・推進委員の応募状況の報告について、農業委員については、4月3日の締め切り日において、定数を満たしていなかったため、公募を4月15日まで延長することとなりました。推進委員については、締め切り日において定数を満たしていた

ため、公募終了となったということです。

総会開催時間の変更について、農作業との兼ね合いから総会開催時間を午後にしてほしいという要望があったことを受け協議した結果、「すべての委員の意向を聞くべき」という意見があったことから、今後アンケート等実施するなどしながら引き続き検討することとなりました。

総会案件の事前周知について、総会審議の前に地域の案件を把握する必要があると要望があったことから、毎月の現地調査資料を全委員に総会招集通知と併せて送付することとなりました。が、しかし今回送付された資料と総会資料は大分相違があることから、今後もう一度検討していかなければならないんじゃないかと思いました。以上、第1回総務小委員会の委員長報告といたします。

議長 日程第12、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

高橋主査 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務について報告します。案件は5件です。議案書は46ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第13、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

海老澤総括主査 報告第3号、農地転用届出の確認事務報告についてご報告いたします。案件は5条の届出が2件となります。議案書50ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。これをもって、第34回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和2年4月24日 午前11時10分

議 長

会議録署名人 1 番委員

会議録署名人 3 番委員

これは原本である。

令和2年4月24日

滝沢市農業委員会会長 齊 藤 新 一